

平成30年 第12回浅口市農業委員会議事録

平成30年11月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

召集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	藤澤義則	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	欠	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	山本直恵	欠	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡辺豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	齋藤孝実	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	欠

事務局

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議事

議案第46号 農地法第3条関係

議案第47号 農地法第5条関係

議案第48号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第26号 農地法第5条関係

報告第27号 利用目的の変更届

日程第5 その他

開会（午後１時３０分）

議長 お忙しい中ご苦労さまでございます。今年は異常気象が続き、北海道ではようやく平地で雪が降ったというような天候だそうです。また寒くなったり暑くなったりしますので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまより平成３０年１２回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１０名ですので、定数に達しておりますので、始めさせていただきます。

日程第１、会期の決定について。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第２、議事録署名委員の指名について。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１番問田委員、１３番岡田委員を指名します。

日程第３、議事に移ります。

議案第４６号農地法第３条の規定による許可申請について、６０４番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案第４６号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成３０年１１月１５日提出。

番号６０４の１、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積５．８２平方メートル。

番号６０４の２、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積０．１平方メートル。

譲り受け人は、金光町須恵、７５歳、農業。譲り渡し人は、金光町佐方、８４歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の所有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用できると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、３番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらのほうは、金光吉備小学校の西からちょっと南に寄ったところにあります。ずっと譲受人が耕作を続けているところであり、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、６０４番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、606番の件について、事務局から説明願います。

失礼します。番号606、土地の所在地、金光町大谷。地目、畑。面積1,528平方メートル。

譲受人は、金光町占見新田、59歳、不動産業兼農業。譲り渡し人は、福山市平成台、55歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用できると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 この土地は、大谷西の国道2号線から南へ500メートルほど行った県道からちょっと東の畑地でございます。本人が遠方へもう出ておって、もう親も亡くなって子供たちができんような状態になっておるところです。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、606番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、607番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。番号607、土地の所在地、金光町須恵。地目、畑。面積403平方メートル。

譲り受け人は、金光町須恵、86歳、農業。譲り渡し人は、大阪府池田市渋谷1丁目、74歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用できると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらの土地は、加茂八幡神社の西に100メートルから200メートルぐらい大谷のほうから入って西に寄った道路沿いにあります。譲り渡し人が遠方のほうに住まれています。こちらのほうは、もう今作られている譲受人の方の自宅もちょうど道を挟んだ反対側という形になりますので、特に問題はないと思います。よろしくお願

します。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、607番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、612番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。番号612、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積645平方メートル。

譲り受け人は、金光町地頭下、78歳、農業。譲り渡し人は、金光町占見、75歳、自営業兼農業。譲り受け、譲り渡しの理由は交換です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用できると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、2番藤澤委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番藤澤です。

この位置なんですが、県道倉敷笠岡線のちょうど西側へ当たったところですが、株式会社まつばらから約120メートル北へ上がったところでございます。別段問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、612番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第47号農地法第5条の規定による許可申請について、603番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案書は、3ページになります。

議案第47号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成30年11月15日提出。

番号603の1、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積5.82平方メートル。

番号603の2、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積0.55平方メートル。

譲り受け人は、金光町佐方、84歳、無職。譲り渡し人は、金光町須恵、75歳、

農業。転用目的は、進入路です。施設の概要は、進入路6. 37平方メートルです。農地区分は第3種であり、当該事業の目的を達成できるほかの土地はありません。

また、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 これは、先ほどの604番と関連があり、もう現状何年かこのままの形でずっと進入路で使ってるということで、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、603番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第48号農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第48号農用地利用集積計画について。平成30年11月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号33番から38番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は7名です。更新件数が7件で、新規件数が5件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が11件、10年以上が1件です。地目別設定面積は田、1万139平方メートル、畑、46平方メートル、計1万185平方メートルです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで、事務局から追加審議の要請がありました。

浅口市農業委員会会議規則第3条の規定により、これを認め、審議することとします。

諮問第3号農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による委員の辞任につき同意を求めることについて事務局から説明願います。

事務局 失礼します。資料は別紙のものになります。机の上にお配りしていたものです、ホッチキスどめしているものです。よろしいでしょうか。

諮問第3号農業委員の辞任につき同意を求めることについて。平成30年11月15日提出。

山本直恵委員、旧姓横山委員から平成30年10月28日付、委員辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、山本委員の辞任について当委員会の意見を求めるものです。

10月28日、事務局において山本委員の意見聴聞会を開きました。出席者は、山本委員、山下会長、佐藤会長代理と事務局です。

山本委員は、公募に参加したころはできる範囲でやってみようと思っていたが、6月末ごろ、農業委員の選任結果の通知が届いたが、そのころには生活環境は大きく変わっていた。今は仕事の都合上、日曜祭日しか休みがない。市外へ転出しているし、体調も万全ではない。農業委員としての活動ができる状況ではないので委員を辞任したいとの旨を話されまして、辞任届を提出されました。また、山本委員の推薦代表人にも本人の意向を報告いたしました。

なお、この委員会において辞任が認められた場合、市長に報告し、承認を得た後、浅口市農業委員会等の委員の選任に関する規則第10条第1項の規定により、後任の公募、選任の手続を開始いたします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、日程第4、報告事項に移ります。

報告第26号農地法第5条の規定による農地転用届け出について、605番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

報告第26号農地法第5条の規定による農地転用届け出について（所有権移転）。平成30年10月15日提出。

番号605の1、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積405平方メートル。

番号605の2、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積148平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市玉島黒崎、40歳、会社員。譲り渡し人は、福山市柳津町2丁目、77歳、農業。転用目的は、共同住宅です。施設の概要は、共同住宅1棟、168.17平方メートル、鉄骨2階建て鋼板葺きです。農地区分は、第2種です。

提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらの場所のほうは、2号線の北側にある児島倉庫のちょっと北側に面して、旧国道との間にあります土地です。ちょこっと畑で作られていた畑であり、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定いたします。

続きまして、報告第27号利用目的の変更届について、602番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

報告第27号利用目的の変更届について。

番号602、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積426平方メートル。

申請人は、鴨方町鴨方、62歳、会社員兼農業。変更目的は、田から畑へ変更するため60センチの盛り土をするものです。

提出書類により審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。

以上です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

場所は、川本化学第二工場、JOMOのスタンドすぐ東隣であり、届出人の自宅のすぐ隣です。周りが全て田んぼで、野菜作りをしたいんだけど、ちょっと地上げをしないとできないというようなことから届出が出てます。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定をいたします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。それでは、事務局お願いします。

事務局 では、その他から7件ご報告いたします。

1件目、委員候補者の募集要項（案）について。

2件目です。罰則規定について。

3件目、視察研修について。

4件目、平成31年度の当初予算について。

5件目、農地パトロールの実施記録表について。

6 件目、新年会について。

7 件目、第 13 回農業委員会、来月の農業委員会は 12 月 14 日金曜日午後 1 時 30 分から、場所はここじゃなくて今までどおりの会議室になります。閉会后、活動記録表をお返ししますので、そのまま席でお待ちください。またこの後、農地中間管理機構から農地中間管理事業等の説明がありますので、引き続きご参加をお願いいたします。

議 長 そのほか何かありませんか。

委 員 なし声

議 長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後 2 時 23 分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年11月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩